

経営・労務管理の課題に対応します！

厚生労働省 埼玉労働局 受託
専門家派遣・相談等支援事業

ワン・ストップ無料相談窓口のご案内

中小企業・小規模事業主の皆様に対して、賃金・労働時間制度・安全衛生管理など経営・労務管理について、専門家が無料相談に応じるサービスを提供しています。

無料で個別相談を受けます

メール

によるご相談



<http://www.saichin-saitama.com>
「埼玉最賃センター」からアクセスしてください。

電話

によるご相談



フリーダイヤル **0120-310-394**
サイタマ サクヨ

FAX

によるご相談



048-767-3725

【受付時間】

- ◆ 電話相談、直接訪問による相談（要予約）：平日8:30～17:00 土日・祝日を除きます。
- ◆ メール、FAXによる相談：24時間受け付けています。

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家を派遣します

中小企業・小規模事業主の皆様から、専門家派遣の要望があった場合、当センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な問題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社情報が他に漏れることは一切ありません。

専門家の派遣も
無料です！



◆ご相談・お問い合わせ先◆

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4階A号室

公益社団法人 埼玉県雇用開発協会内（浦和駅西口徒歩10分）

フリーダイヤル.0120-310-394 FAX.048-767-3725 <http://www.saichin-saitama.com>

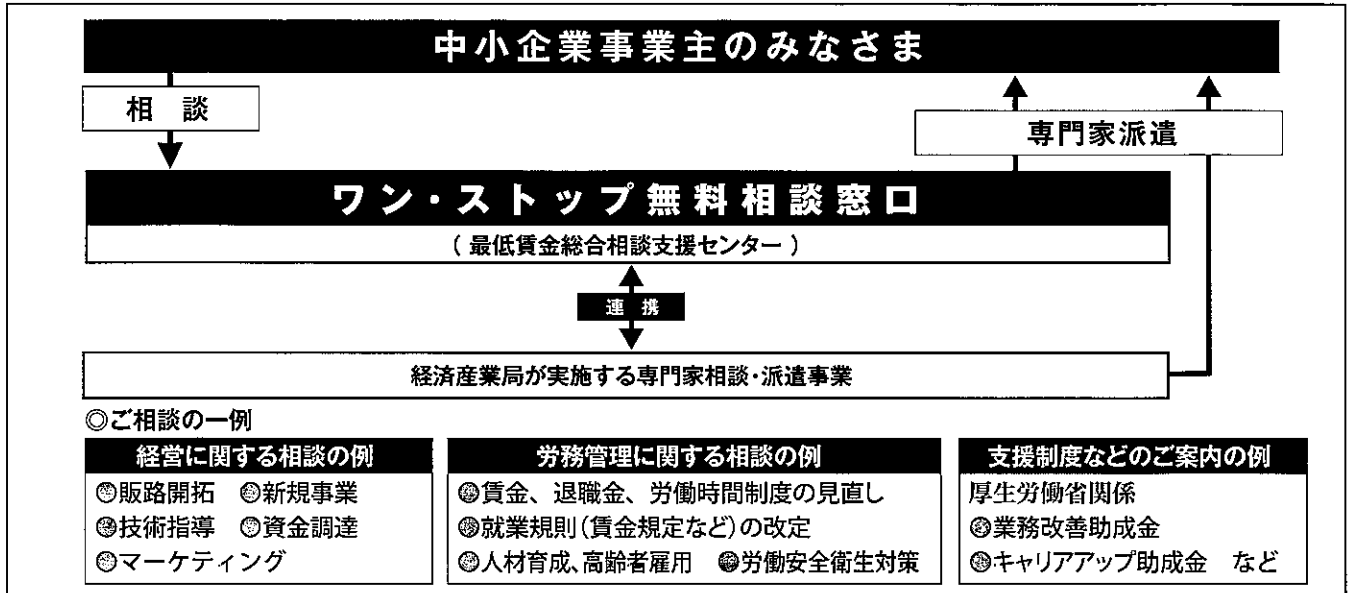
裏面をご参照ください。

専門家派遣・相談等支援事業とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。

賃金引上げを行うには、生産・販売方法の改善により売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要となることがあります。

こうした中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる窓口を全国に設けています。



最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

埼玉県の最低賃金(時間額)は？

地域別最低賃金

(発効日 平成29年10月1日)

◎埼玉県最低賃金 **871円**

特定(産業別)最低賃金

(発効日 平成29年12月1日)

◎埼玉県非鉄金属製造業 **904円**

◎埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **909円**

◎埼玉県輸送用機械器具製造業 **918円**

◎埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・
同部分品製造業 **917円**

◎埼玉県自動車小売業 **916円**

※使用者は、地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高いほうの最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

埼玉県

最低賃金総合相談支援センター

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町 2-16-4

岩井ビル4階 A号室

公益社団法人埼玉県雇用開発協会 内

URL : <http://www.saichin-saitama.com>

0120-310-394 **FAX.048-767-3725**

